

原子力災害対策計画 新旧対照表

頁	修正 (2023 年 5 月修正)	修正 (2024 年 6 月修正)	備考
	第 1 編 総則	第 1 編 総則	
	第 1 章 計画の目的・方針	第 1 章 計画の目的・方針	
	第 4 節 災害の想定	第 4 節 災害の想定	
3	<p>(2) 原子力災害 表中 <u>運転中 (118.0 万 kW)</u> (大飯発電所 3 号機_状況) <u>定期検査中</u> (高浜発電所 1 号機_状況) <u>定期検査中</u> (高浜発電所 2 号機_状況) <u>運転中 (87.0 万 kW)</u> (高浜発電所 4 号機_状況)</p>	<p>(2) 原子力災害 表中 <u>定期検査中</u> (大飯発電所 3 号機_状況) <u>運転中 (82.6 万 kW)</u> (高浜発電所 1 号機_状況) <u>運転中 (82.6 万 kW)</u> (高浜発電所 2 号機_状況) <u>定期検査中</u> (高浜発電所 4 号機_状況)</p>	2024 年 4 月 1 日時点の 稼働状況
	第 2 編 災害予防	第 2 編 災害予防	
	第 2 章 原子力災害予防対策	第 2 章 原子力災害予防対策	
	第 7 節 緊急輸送態勢の確保	第 7 節 緊急輸送態勢の確保	
45	<p>(1) 県警察は、緊急時の応急対策が円滑に行われるよう、<u>(追記)</u> 緊急通行車両の<u>事前届出</u>の推進に努める。</p>	<p>(1) 県警察は、緊急時の応急対策が円滑に行われるよう、<u>災害等発生前における</u>緊急通行車両の<u>確認申出</u>の推進に努める。</p>	災害対策基本法施行令改正に伴う修正
	第 3 編 災害応急対策	第 3 編 災害応急対策	
	第 4 章 県外の原子力発電所等における異常時対策	第 4 章 県外の原子力発電所等における異常時対策	
	第 1 2 節 飲料水・食品等の摂取制限等	第 1 2 節 飲料水・食品等の摂取制限等	
72	<p>1 飲料水・食品等の摂取制限等 (1) 県は、国の指導・助言、指示があったとき、及び、県又は水道事業者等が実施したモニタリングの結果等により、<u>原子力規制庁及び厚生労働省</u>が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、飲料水・食品等の摂取制限等の必要な措置を市町村又は水道事業者等に指示又は要請する。</p>	<p>1 飲料水・食品等の摂取制限等 (1) 県は、国の指導・助言、指示があったとき、及び、県又は水道事業者等が実施したモニタリングの結果等により、<u>国</u>が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、飲料水・食品等の摂取制限等の必要な措置を市町村又は水道事業者等に指示又は要請する。</p>	2024/4/1 から、水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管

原子力災害対策計画 新旧対照表

頁	修正（2023年5月修正）	修正（2024年6月修正）	備考
	<p>(2) 水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び、自ら実施したモニタリングの結果等により、<u>原子力規制庁及び厚生労働省</u>が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。</p>	<p>(2) 水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び、自ら実施したモニタリングの結果等により、<u>国</u>が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。</p>	<p>理行政であって水質又は衛生に関する事務について、厚生労働大臣から環境大臣に移管するため。</p>